二　地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第四項第一号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、住民制度課の所掌事務のうち地方公共団体の情報システムの基盤整備に係るものに関すること。

3　デジタル基盤推進室に、室長を置く。

4　マイナンバー制度支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　番号利用法第七条の規定による個人番号の通知及び個人番号カードに関すること。

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

5　マイナンバー制度支援室に、室長を置く。

6　［略］

（地域情報化企画室）

第二十三条　地域政策課に、地域情報化企画室を置く。

2　地域情報化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一　略］

［削る］

二　［略］

三　前二号に掲げるもののほか、地域政策課の所掌事務のうち情報化に係るものに関すること。

3　地域情報化企画室に、室長を置く。

（物価統計室及び調査官）

第七十四条　消費統計課に、物価統計室及び調査官一人を置く。

［2～4　略］

［削る］

（統計高度利用特別研究官）

第七十四条の二　統計局に、統計高度利用特別研究官一人を置く。

2　統計高度利用特別研究官は、命を受けて、統計の利用について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、統計の作成及び提供並びに統計局の情報システムの整備及び管理に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（企画官等）

第七十五条　［略］

［2～4　略］

5　調査官のうち三人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

［削る］

財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第二十三条において同じ。）の調整に関する事務を行う。

［新設］

［新設］

3　［同上］

（地域情報政策室）

第二十三条　地域政策課に、地域情報政策室を置く。

2　地域情報政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一　同上］

二　地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること（住民制度課の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

四　前三号に掲げるもののほか、地域政策課の所掌事務のうち情報化に係るものに関すること。

3　地域情報政策室に、室長を置く。

（物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官）

第七十四条　消費統計課に、物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。

［2～4　同上］

5　消費指標調整官は、命を受けて、消費に関する指標の技術的な事項についての調整に関する事務を行う。

［新設］

（企画官等）

第七十五条　［同上］

［2～4　同上］

5　調査官のうち二人は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

6　調査官のうち一人は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。